

新	旧	備考
限度額設定型貿易保険手続細則 平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00018 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正 限度額設定型貿易保険約款（平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	限度額設定型貿易保険手続細則 平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00018 沿革 <u>平成 25 年 3 月 18 日</u> 一部改正 限度額設定型貿易保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	
（相談） 第 1 条 限度額設定型貿易保険運用規程（平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00019。以下「運用規程」という。）第 2 条の保険の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、別紙様式第 1 - 1 及び別紙様式第 1 - 2 による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約（ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、<u>当該技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額のいずれをも超える場合は、これに含まれない。</u>以下「輸出契約等」という。）の相手方との直近 1 年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。	（相談） 第 1 条 限度額設定型貿易保険運用規程（平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00019。以下「運用規程」という。）第 2 条の保険の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、別紙様式第 1 - 1 及び別紙様式第 1 - 2 による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方との直近 1 年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。	
2 約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中に運用規程第 2 条の保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、別紙様式第 1 - 3 及び別紙様式第 1 - 4 による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加）に当該増額又は仕向国の追加を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。	2 約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中に運用規程第 2 条の保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、別紙様式第 1 - 3 及び別紙様式第 1 - 4 による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加）に当該増額又は仕向国の追加を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。	
第 2 条 （略）	第 2 条 （略）	

新	旧	備考
(申込み) 第3条 1～4 (略) 5 <u>限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者又は当該申込みを行った者は、保険申込みから保険契約締結までの間に、約款第20条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第2-4による限度額設定型貿易保険告知書を提出するものとする。</u>	(申込み) 第3条 1～4 (略)	
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)	
(保険の地位等譲渡に係る承認申請) 第8条 被保険者は、約款第<u>37</u>条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第6-1による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	(保険の地位等譲渡に係る承認申請) 第8条 被保険者は、約款第<u>33</u>条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第6-1による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
2 被保険者は、約款第<u>38</u>条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第6-2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	2 被保険者は、約款第<u>34</u>条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第6-2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
3 前2項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第6-3による限度額設定型貿易保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	3 前2項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第6-3による限度額設定型貿易保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
(質権等設定の承諾申請等) 第9条 被保険者は、約款第<u>40</u>条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第7-1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	(質権等設定の承諾申請等) 第9条 被保険者は、約款第<u>36</u>条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第7-1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解	2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解	

新	旧	備考
除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第7 - 2による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第7 - 2による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
第10条 (略)	第10条 (略)	
(損失等発生のお知らせ) 第11条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生又は <u>損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第9 - 1による限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第9 - 2による限度額設定型貿易保険（船積後）損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</u>	(損失発生のお知らせ) 第11条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第9 - 1による限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第9 - 2による限度額設定型貿易保険（船積後） <u>危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を損失の発生から45日以内本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</u>	
	(危険発生のお知らせ) 第12条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第9 - 2による <u>限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を危険の発生の日から45日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</u>	
	(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第13条 約款第17条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、 <u>別紙様式第10による限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</u>	
(入金のお知らせ) 第12条 被保険者は、 <u>損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内に、別紙</u>	(入金のお知らせ) 第14条 被保険者は、 <u>危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から</u>	

新	旧	備考
様式第 10 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第 10 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	1 月以内に、別紙様式第 11 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第 11 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
（保険金請求期間に係る猶予期間の申請） 第 13 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「<u>保険金請求人</u>」という。）は、約款第 23 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 11 による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	（保険金請求期間に係る猶予期間の申請） 第 15 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 12 による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
（保険金の支払の請求） 第 14 条 <u>保険金請求人</u>は、約款第 23 条の規定に基づき、次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合 別紙様式第 12 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書に、別表 2 に定める書類を添付したもの 二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の場合 別紙様式第 12 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に、別表 3 に定める書類を添付したもの	（保険金の支払の請求） 第 16 条 <u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者</u>は、約款第 23 条の規定に基づき、次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合 別紙様式第 13 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書に、別表 2 に定める書類を添付したもの 二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の場合 別紙様式第 13 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に、別表 3 に定める書類を添付したもの	
2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。	2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。	
3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。	3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。	
（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第 15 条 <u>保険金請求人</u>は、保険金請求権の消滅時効を中断しよう	（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第 17 条 <u>保険金の請求者</u>は、保険金請求権の消滅時効を中断しよ	

新	旧	備考
とする場合には、別紙様式第 14 による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	うとする場合には、別紙様式第 15 による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	
	(回収義務の終了認定) 第 18 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	
	2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第 3 条第 1 号のてん補危険（約款第 4 条第 1 号から第 10 号までの事由によるものに限る。）に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第 16 による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。	
(回収協力義務の履行状況の報告) 第 16 条 被保険者は、約款第 29 条第 3 項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 15 による限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行	(回収義務の履行状況の報告) 第 19 条 被保険者は、約款第 29 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 17 による限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書（以下「回収義務履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。	

新	旧	備考
<u>状況について報告しなければならない。</u>	る。	
2 決済期限（約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から1年ごとに提出するものとする。<u>ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</u>	2 決済期限（約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、<u>回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日</u>）から1年ごとに提出するものとする。	
3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して<u>約款第29条第4項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058）第11条第2号から第5号まで基づく報告を指示した場合は、</u>履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。	3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して<u>何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</u>	
4 前3項の場合において、輸出契約等の締結の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	4 前3項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	
（回収金の納付） 第17条 被保険者は、約款第30条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第16による限度額設定型貿易保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。	（回収金の納付） 第20条 被保険者は、約款第29条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第18-1による限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第18-2による限度額設定型貿易保険（船積後）<u>回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</u>	
2 被保険者は、前項の回収金通知書に基づき日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	
（回収に要した費用の負担） 第18条 約款31条第2項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第17による限度額設定型貿易	（回収に要した費用の請求） 第21条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために<u>要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様</u>	

新	旧	備考
保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、<u>保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</u>	式第 19 による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
2 <u>被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収に要した費用について、日本貿易保険が発行した請求書に従い被保険者が負担すべき費用の全額を日本貿易保険に納付するものとする。</u>		
<u>(相殺)</u> 第 19 条 <u>日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金又は回収費用に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金又は回収費用に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</u>		
2 <u>前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第 36 条第 1 項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u>		
<u>(権利行使等の委任)</u> 第 20 条 <u>被保険者は、約款第 28 条第 1 項又は第 34 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき輸出契約等に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第 18 - 1 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状又は別紙様式 18 - 2 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u>	<u>(権利行使等の委任)</u> 第 22 条 <u>被保険者は、約款第 30 条第 3 項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第 20 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。</u>	
	2 <u>被保険者は、約款第 30 条第 1 項及び第 2 項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第 22 による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。</u>	
	3 <u>前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込むことができ、被保険者は、</u>	

新	旧	備考
	<u>別紙様式第 21 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</u>	
<u>(指示書)</u> <u>第 21 条 日本貿易保険は、約款第 28 条第 5 項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</u> <u>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 23 条第 1 項の規定に基づき別紙様式 18 - 1 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</u> <u>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとつた損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</u> <u>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</u>		
<u>(回収納付金の返還請求)</u> <u>第 22 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 19 による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</u>	<u>(回収納付金の返還請求)</u> <u>第 23 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 23 による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</u>	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>		

新			旧			備考
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	1 - 1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	
1 - 2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	1 - 2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	
1 - 3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1	1 - 3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1	
1 - 4	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1 (1)	1 - 4	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1 (1)	
2 - 1	限度額設定型貿易保険申込書	1 (1)	2 - 1	限度額設定型貿易保険申込書	1 (1)	
2 - 2	限度額設定型貿易保険申込書	1	2 - 2	限度額設定型貿易保険申込書	1	
2 - 3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1	2 - 3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1	
<u>2 - 4</u>	<u>限度額設定型貿易保険告知書</u>	<u>1</u>				
3	限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書	1	3	限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書	1	
4	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1	4	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1	
5	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1	5	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1	
6 - 1	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)	6 - 1	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)	
6 - 2	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	6 - 2	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
6 - 3	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	6 - 3	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)	
7 - 1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	7 - 1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
7 - 2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	7 - 2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
8	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)	8	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)	
9 - 1	限度額設定型貿易保険 (船積前) 損失発	1 (1)	9 - 1	限度額設定型貿易保険 (船積前) 損失発	1 (1)	

新				旧				備考
9 - 2	生通知書 限度額設定型貿易保険（船積後）損失等 発生通知書	1 (1)		9 - 2	生通知書 限度額設定型貿易保険（船積後） <u>危険・</u> 損失発生通知書	1 (1)		
<u>10</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通 知書	1 (1)		<u>10</u>	<u>限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用</u> <u>負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>		
<u>10</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通 知書	1 (1)		<u>11</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通 知書	1 (1)		
<u>11</u>	限度額設定型貿易保険における保険金請 求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)		<u>11</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通 知書	1 (1)		
<u>12</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金 請求書	1 (1)		<u>12</u>	限度額設定型貿易保険における保険金請 求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)		
<u>12</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）保険金 請求書	1 (1)		<u>13</u> - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金 請求書	1 (1)		
<u>13</u>	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書	1 (1)		<u>13</u> - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）保険金 請求書	1 (1)		
<u>14</u>	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請 書	1		<u>14</u>	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書 （ <u>保険金請求額が 300 万円以下の案件</u> ）	1 (1)		
<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収 <u>協力義務履行</u> 状況報告書	1 (1)		<u>15</u>	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請 書	1		
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)		<u>16</u>	<u>限度額設定型貿易保険回収義務終了認定</u> <u>申請書</u>	<u>1 (1)</u>		
<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担請求 書	1 (1)		<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収義務履行状況 報告書	1 (1)		
<u>18</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)		<u>18</u> - 1	限度額設定型貿易保険（ <u>船積前</u> ）回収金 納付通知書	1 (1)		
<u>18</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 （ <u>保険金請求前</u> ）	1 (1)		<u>18</u> - 2	<u>限度額設定型貿易保険（船積後）回収金</u> <u>納付通知書</u>	<u>1 (1)</u>		
				<u>19</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担請求 書	1 (1)		
				<u>20</u>	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 （ <u>サービス一回収用</u> ）	1 (1)		
				<u>21</u>	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)		
				<u>22</u>	<u>「合理的な理由」認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>		

新			旧			備考
<u>19</u>	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	<u>23</u>	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。			

新		旧		備考
別表 2 (第14条第 1 項第 1 号関係)		別表 2 (第16条第1項第1号関係)		
約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合の提出書類		約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済 <u>期限</u> 毎に作成	1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済 <u>期日</u> 毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	<u>別紙様式第13による保険金請求経緯書</u>	2. 保険金請求経緯書	次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ① <u>保険金請求に至る経緯</u> ② <u>支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> ③ <u>支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</u> ④ <u>輸出契約等の履行に関し、バイヤー等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</u> ⑤ <u>今後の回収見込み</u> ⑥ <u>損害賠償請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</u>	
3. 過去の取引状況確認書	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、保険金請求に係る船積予定日前に決済日が到来した取引の輸出契約等の一覧表（輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済 <u>期限</u> 、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意）	3. 過去の取引状況確認書	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、 <u>当該</u> 保険金請求に係る船積予定日前に決済日が到来した取引の輸出契約等の一覧表（輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済 <u>日</u> 、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意）	

新		旧		備考
		<u>4. 損失計算書</u> 別紙様式第13 - 1 保険金請求書記載の「損失計算書」の下記項目に関し、各々の内訳額を記載した書類（様式任意） (1)の「輸出等不能額」は、保険事故の発生により、船積ができなくなった貨物の金額（FOB価額） (2)の「取得した金額」は、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使により、取得した金額 (3)の「(2)に要した費用」は、(2)の取得した金額がある場合に、当該対応のために要した費用 (4)の「取得し得べき金額」は、今後取得予定の金額 (5)の「(4)に要すべき金額」には、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使によって取得予定の金額がある場合に、当該対応のために要した費用 (6)の「その他、控除すべき金額」は以下の通り。 ①未支出費用 船積不能により支出を要しなくなった船積諸費用、運賃、保険料等費用又は生産中止により支出不要となった生産費等 ②輸出契約等が履行されていた場合の期待利益		
<u>4. 保険事故を確認できる書類</u>	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類	<u>5. 保険事故を確認できる書類</u>	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類	

新		旧		備考
	③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ)当該貨物の船積を証する書類(船荷証券、インボイス) (ロ)転売に係る契約書等 (ハ)倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書		③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ)当該貨物の船積を証する書類(船荷証券、インボイス) (ロ)転売に係る<u>輸出</u>契約書等 (ハ)倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書	
5. 請求までに入金となされている場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	6. 請求までに入金となされている場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
6. 保険事故の内容を証する書類	(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類(災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等) (2) 信用危険の場合、以下の書類 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等	7. 保険事故の内容を証する書類	(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類(災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等) (2) 信用危険の場合、以下の書類 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等	
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類(写し) ①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ②輸出契約等の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続きを行ったことを確認できる書類 ③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類(写し) ①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ②輸出契約等の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続きを行ったことを確認できる書類 ③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	

新		旧		備考
<u>8. 保険証券</u>	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券の原本	<u>9. 保険証券</u>	<u>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u> <u>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合は、次のとおり</u> <u>①保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券の写し</u> <u>②質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券の原本</u>	
<u>9. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、輸出契約等番号、 <u>決済期限</u> 、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	<u>10. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （ <u>当該債権を確認するため</u> 、保険証券番号、輸出契約等番号、 <u>決済日</u> 、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
<u>10. 上記1～9の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</u>		<u>11. その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		

新		旧		備考
別表 3 (第16条第 1 項第 2 号関係)		別表 3 (第16条第 1 項第 2 号関係)		
約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の 場合の提出書類		約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の 場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済 <u>期限</u> 毎に作成	1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済 <u>期日</u> 毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第 <u>13</u> による保険金 <u>請求</u> 経緯書	2. 保険金請求経緯書	<u>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合</u> <u>は別紙様式第14による保険金経緯書</u> <u>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合</u> <u>にあつては、次の事項の内容を記載した</u> <u>書類（様式任意）</u> <u>①保険金請求に至る経緯</u> <u>②支払人との取引の状況（保険金請求を</u> <u>行った保険契約に係る輸出契約等以外</u> <u>の取引の状況及び今後の取引の見込</u> <u>み）</u> <u>③支払人、保証人等から被保険者、質権</u> <u>者等が既に受領している現金、保証、</u> <u>その他の担保の有無及びその内容並び</u> <u>に行使の状況</u> <u>④輸出契約等の履行に関し、支払人等が</u> <u>行っているクレーム（貨物の瑕疵、契</u> <u>約義務不履行等）の有無及び被保険者</u> <u>の対応状況⑤今後の回収見込み⑥延滞</u> <u>利息の請求の有無（請求していない場</u> <u>合はその理由を記載）</u>	
3. 過去の取引状況確認書	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の 2 月前から、保険金請求に係る船積日前に決 <u>済期限</u> が到来した取引の輸出契約等の一覧表	3. 過去の取引状況確認書	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の 2 月前から、 <u>当該</u> 保険金請求に係る船積日前 に決済 <u>日</u> が到来した取引の輸出契約等の一覧	

新		旧		備考
	(輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意)		表(輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意)	
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等(銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類) (2) 支払人からの債務確認書等	4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等(銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類) (2) 支払人からの債務確認書(可能な限り取得のこと。)	
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係(不払いの理由、支払人等の現状)、支払人への督促状況を確認できる書類	5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係(不払いの理由、支払人等の現状)、支払人への督促状況を確認できる書類(支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。)	
6. 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 輸出契約等通知後に輸出契約等の内容変	6. 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 輸出契約等通知後に輸出契約等の内容変	

新		旧		備考
	更が行われた場合は、変更後の契約書の写し		更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (輸出契約等のうち仲介貿易契約を含む一の契約について、指図式のB/L (荷受人の表記が「To Order」のもの) を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (輸出契約仲介貿易契約について、指図式のB/L (荷受人の表記が「To Order」のもの) を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	
8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し (1) 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 (2) 未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類 (時効の中断を確認できる書類 (支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書 (時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等)) (3) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 (4) 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 (5) 債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 (6) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 (7) 非常危険の場合には、以下の書類 ① 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 ② 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 (8) 信用危険の場合には、以下の書類 ① 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し (1) 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 (2) 未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類 (時効の中断を確認できる書類 (支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書 (時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等)) (3) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 (4) 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 (5) 債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 (6) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 (7) 非常危険の場合には、以下の書類 ① 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 ② 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 (8) 信用危険の場合には、以下の書類 ① 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類	

新		旧		備考
	②債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 ③債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 ④返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 ⑤法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類		②債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 ③債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 ④返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 ⑤法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類	
9. 保険証券	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券	9. 保険証券	<u>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u> <u>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次のとおり</u> ① <u>保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券の写し</u> ② <u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券の原本</u>	
10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等 <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
		11. <u>為替換算率証明書</u>	<u>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。）</u> <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
11. <u>支払保証付き案件の場合、保証状の写し</u>	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し	12. <u>支払保証付き案件の場合、保証状の写し</u>	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し	
12. <u>手形の写し</u>	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	13. <u>手形の写し</u>	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	

新		旧		備考
		<u>14. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し</u>	<u>政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し</u>	
<u>13. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、輸出契約等番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	<u>15. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （ <u>当該債権を確認するため</u> 、保険証券番号、輸出契約等番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
		<u>16. 被担保債権の内容を証する書類</u>	<u>保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合</u>	
<u>14. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類</u>	主な対象費用は、以下のとおり。 ・ <u>代金回収不能貨物の処分</u> ・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む））	<u>17. 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類</u>	主な対象費用は、以下のとおり。 ① <u>渡航費、現地宿泊費</u> ② <u>弁護士費用、取立委任手数料</u> ③ <u>貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））</u>	
<u>15. 他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	<u>18. 他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	
<u>16. 上記1～15の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</u>		<u>19. その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>	

新	旧	備考
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の 証明書類で代替することができる。	注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の 証明書類で代替することができる。	